

◇職員の給与に関する条例附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料に関する規則の一部
を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)